

八幡浜地区施設事務組合職員の臨時的任用に関する規則

〔 令和 2 年 3 月 3 0 日
規 則 第 4 号 〕

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 条の 3 第 4 項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の臨時的任用については、八幡浜市職員の臨時的任用に関する規則（令和 2 年八幡浜市規則第 4 号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるものは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。